

地下水管理基準

平成28年12月8日

(趣旨)

第1条 この基準は南魚沼市消雪用地下水削減対策要綱第5条の規定により、地下水の過剰な汲み上げによる六日町地区における地盤沈下を抑制するために暫定的に定めるものとする。

(地下水管理基準)

第2条 水位低下による地盤沈下に起因する建物の基礎や井戸の揚水管抜け上がりといった地下水障害を防ぐため、次の各号により最低地下水による管理強化を行うものとする。

- (1) 低下水位10m・・・広報等による節水呼びかけの目安
- (2) 低下水位15m・・・これ以上下げられない目安
- 2 前項の測定の基準は六日町第1号(本庁舎井)観測井のものとする。
- 3 前項の測定の基準となる水位標高は160mとする。

(緊急時の対応)

第3条 前条第1項各号に定める目安を突破し、さらに継続して状況の改善が見込まれないと見込まれる場合は、地盤沈下注意報又は警報を発令し、消雪用地下水の節水を呼びかけることとする。